

新しい年金制度（試案）とその論点について【素案】《現行制度付き》

平成24年9月

（現行制度）

I 所得比例年金（老齢年金）

1. 所得比例保険料（総論）

（1）保険料率

- 保険料率は、老齢給付分として、15%とする。被用者として給与を得ている者については、2分の1を、その事業主が負担する。  
※障害・遺族年金の保険料は、所得比例保険料（老齢給付分）とあわせて別途徴収する。（Ⅲ参照）

\*厚生年金  
16.766% → 18.3%  
(24年9月～)(29年9月～)  
(老齢・障害・遺族分)

（2）保険料の賦課対象とする所得等

- 給与所得者については給与収入とし、事業所得者、農業所得者等（以下「事業所得者等」という。）については事業所得、農業所得等とする。
- 譲渡所得、利子配当所得その他の一時的又は資産性の所得は、賦課対象としない。
- 所得等が賦課下限額（所得税の基礎控除を参考に決定）に満たない旨を申告した者に対する保険料は、零とする。
- 所得等が賦課上限額以上である者に対する保険料は、賦課上限額（現行の厚生年金の賦課上限を参考に決定）に保険料率を乗じて得た額とする。

\*厚生年金の賦課対象とする標準報酬は、給与収入に近い。  
\*標準報酬の上限は、月額62万円（賞与込みで年収1044万円）  
\*下限は月額9.8万円（年約118万円）（適用拡大後は月額8.8万円（年約106万円）

### (3) 保険料の算定と納付

- 保険料は、年を単位として算定する。その納付は、給与所得者については各月ごとに分割して、事業主が源泉徴収して納付する。事業所得者等については半年を単位として納付する。ただし、事業所得者等についても、各月ごと等に分割して納付することを可能とする。

\* 国民年金の免除基準の適用に用いるのは、税法上の総所得金額  
\* 現行の保険料は月ごとに納付

## 2. 自営業者の保険料

- 自営業者は、労働者としての性格と雇用主としての性格の両方を有することから、事業所得等に保険料率を乗じて得た額（＝被用者の場合の労使合計額相当）の保険料を負担する。
- 制度発足当初の経過措置として、保険料が現行制度の 1.5 倍以上 (P) になる事業所得者等（所得等が年〇〇万円 (P) 以上の者）について、制度発足から 9 年間に限る軽減措置を設ける。
  - ・ 軽減措置は、制度発足時の保険料は低く設定し、その後徐々に本来の保険料水準に引き上げ、10 年目から本来の保険料の負担を求めるように定める。
  - ・ 軽減措置は申請に基づくものとし、所得比例年金は、実際に納めた保険料を基に算定する。ただし、最低保障年金の算定に際しては、所得比例年金は、軽減措置を受けない保険料を納付したものとみなして計算したものをを用いる。

\* 国民年金の保険料は月額 16,900 円（平成 29 年度以降、平成 16 年度価格）

## 3. 夫婦の保険料

- 夫婦のそれぞれが納付した保険料は、それらを合算して二分した額を、それぞれの納付保険料として記録し、所得比例年金の計算の基礎とする。
- 「夫婦」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の状況にあるものを含む。ただし、その適用を受けることについて、事前に申し出を行うことを要する。

\* 厚生（共済）年金被保険者の被扶養配偶者（第 3 号被保険者）は、自己名義では保険料納付しないが、その配偶者と保険料を共同負担し、基礎年金の給付を受ける。  
\* 事実婚でも第 3 号被保険者となりうる。

## 4. 加入対象者

- ①日本国内に居住する 20 歳以上 65 歳未満の者、及び  
②日本国内に居住する 20 歳未満又は 65 歳以上の者で、賦課下限額以上の所得等がある者

\* 厚生年金は、適用事業所に常時使用される者（70 歳以上は

を加入対象者とする。

- 上記②に関し、制度切替時に 65 歳以上で、現行制度の年金を受給している者等についての経過措置を設ける。
- 日本国外に居住する 20 歳以上 65 歳未満の日本人等の任意加入を可能とする。
- 日本国内に居住する 20 歳以上 65 歳未満の者は、障害・遺族年金の加入対象者でもあるので、所得比例年金保険料と障害・遺族年金保険料を併せて納付する。

## 5. 所得比例年金（老齢年金）の給付設計

### （1）財政方式

- 財政方式は賦課方式であるみなし拠出建て方式とする。この方式は、納付した保険料は記録上は積み上がるが、現実には資金を積み立てるわけではなく、記録に基づく給付の財源は、次の世代が納付する保険料で賄われるものである。なお、制度切替時に存在する年金積立金も活用し、長期的な財政運営を行う。

### （2）年金額の計算

- 年金額の計算は、個人単位で行う。納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を、除数（年金支給開始（裁定）時の平均余命などを基準として設定）で割って、毎年の年金額を算出する方法（みなし拠出建て方式）で算定する。
- 納付した保険料を記録上積み上げる際には、みなし運用利回りを付利して計算する。みなし運用利回りは、1 人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね 100 年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。
- 年金支給開始（裁定）後の年金額のスライドは、みなし運用利回りに応じて行う。

対象外)

\* 国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の国内居住者

- ・ 納付期間が 40 年に満たない場合、65 歳に達するまで任意加入可能
- ・ 資格期間を満たさない場合、65 歳以降 70 歳に達するまで任意加入可能

\* 現行制度は賦課方式を基本。  
\* 保険料水準を固定し、給付水準を調整しているため、拠出建てに近い財政運営。

\* 賃金や物価でスライドするが、人口構成の変化を織り込んでいる（マクロ経済スライド）

(3) 受給要件（受給資格期間）

- 所得比例年金を受給するために必要な「受給資格期間」は、設けない。

\*現在は25年（平成27年10月から10年）

(4) 支給開始年齢

- 所得比例年金の支給開始年齢は、(〇歳以上で、)各加入者が選択できるものとする。その際の受給額は、何歳から受給開始した場合でも、数理的に中立なものになるよう、(2)の除数を設定する。

\*国民年金（基礎年金）は制度発足以来65歳

\*厚生年金は、60歳から65歳への引上げ途上（平成37年に65歳（女子は5年遅れ）

\*繰上、繰下あり

(5) 次世代育成支援措置

- 所得比例年金の枠組みの中で、次世代育成支援措置として、子育て期の保険料減免又は子育てを行った者への年金加算その他の措置を行うものとし、その内容・財源措置の在り方について検討する。

\*厚生年金について、育休期間（2年以内に産休期間も）の保険料免除あり

(6) 年金財政の検証と所要の措置

- 年金財政については、少なくとも5年ごとに財政検証を行う。出生率等の人口動態や、経済成長率、賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、みなし運用利回りの見直し、及びこれを通じた年金の財政計算の見直しを速やかに行う。
- 定期的な財政検証又は随時の財政計算の見直しに基づき、必要に応じ、将来の年金給付を確実にする観点に立った検討を行い、その結果に基づく措置を講じるものとする。

\*5年ごとに財政検証を実施

\*財政検証を踏まえた措置規定あり

## Ⅱ 最低保障年金（老齢年金）

### 1. 最低保障年金の基本的な考え方

- 最低保障年金は、新しい年金制度に加入してきたが所得比例年金の額が低い者に補足的に給付し、所得比例年金と最低保障年金を合わせて、高齢期に一定額以上の公的年金を受給できるようにするもの。
- 現在の国民年金保険料は定額で、特に低所得者に負担感があり、一方で低所得者として減免措置を受けると将来の老齢基礎年金が低い額になる。この問題に対応し、低所得である若者などにも負担能力に応じた払いやすい保険料にするため、所得比例年金を導入するが、これを補足する最低保障年金と組み合わせることで、公的年金の給付額が、所得比例年金と合わせて一定以上の水準になるようにするもの。

### 2. 最低保障年金の給付設計

#### （1）年金額の計算

- 年金額（満額）は、月額7万円（平成24年度価格）とする。
  - ・ 最低保障年金は、所得比例年金の受給額の少ない人に給付し、全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね月額7万円以上の年金を受給できる制度とするもの。ただし、（3）に記載するとおり、納付すべき保険料を納めなかった者や居住期間の短い者に係る例外あり。
- 最低保障年金額のスライドは、みなし運用利回りに応じて行う。

#### （2）受給者の範囲

- 満額を受給できる者の範囲及び何らかの額を受給できる者の範囲については、
  - ① 生涯平均年収（＝保険料納付額に換算可能）で、零から一定の収入レベルまでは満額を給付し、それを越えた点（A点）より徐々に減額を行い、ある収入レベル（B点）で給付額を零とする。
  - ② A点、B点の水準については、財政見通しと合わせて、選択肢を提示する。

\* 基礎年金満額は65,541円（平成24年4月）

\* 賃金や物価でスライドするが、人口構成の変化を織り込んでいる（マクロ経済スライド）、

### (3) 受給要件

- 20歳以上65歳未満の日本への居住期間が3年に満たない者には、最低保障年金は支給しない。
- 20歳以上65歳未満の日本への居住期間が40年に満たない者に係る最低保障年金額は、(1)により算定される額に、居住年数/40を乗じて得た額とする。
- 納付した保険料額が納付義務のあった保険料額に満たない者に係る最低保障年金額は、(1)により算定される額に、納付保険料額/納付義務保険料額を乗じて得た額とする。

### (4) 支給開始年齢

- 最低保障年金の支給開始年齢は、65歳とする。

### (5) 財源

- 財源は消費税とする。

\* 国民年金（基礎年金）は制度発足以来65歳  
\* 繰上、繰下あり

## Ⅲ 障害年金及び遺族年金

### 1. 制度の位置づけ

- 社会保険の仕組みにより、公的年金制度の中で障害・遺族給付を実施する。
- 障害・遺族年金は、加入直後に保険事故（障害や死亡）があった場合でも一定水準の保障が必要であることから、みなし拠出建てではなく、給付建てとする。したがって、老齢年金とは別制度とし、保険料は別建てで、財政運営も別建てとする。ただし、保険料は、老齢年金のための所得比例年金保険料と一体的に徴収する。

\* 老齢、障害、遺族は、一体の保険制度

### 2. 保険料

- 日本国内に居住する20歳以上65歳未満の者（障害・遺族年金加入対象者）は、障害・遺族年金保険料（その所得等の3%程度に相当）を、所得比例年金保険料と併せて納付しなければならない。

\* 保険料も一体（18.3%の内数）

### 3. 給付

#### (1) 障害年金の給付対象

- 障害・遺族年金加入対象者が、加入期間中の傷病により障害の状態となった場合は、納付要件を満たさない場合を除き、障害年金を受給することができる。
- 障害年金の給付対象となる障害の状態は、現行制度（厚生年金）の3級以上に相当する状態とする。
- 20歳前に1級又は2級の障害の状態となった者については、20歳に到達し、障害・遺族年金加入対象者となった時に1級又は2級の障害の状態になったとみなして、障害年金を支給する。

\* 基礎年金は2級まで  
\* 厚生年金は3級まで  
\* 20歳前障害基礎年金制度あり。障害等級は2級まで。

#### (2) 遺族年金の給付対象

- 障害・遺族年金加入対象者が、加入期間中に死亡した場合は、納付要件を満たさない場合を除き、その者に生計を維持されていた遺族は、遺族年金を受給することができる。
- 遺族年金は、自分の老齢年金を受給するまでに、生計中心者の死亡により遺族となった者で、自ら就労して生計を維持することが難しい者に対する制度として、「子育て中の遺族配偶者」及び「遺児」と「年金受給に近い（例えば、55歳以上）遺族」を支給対象とする。

#### (3) 年金額

- 障害年金額は、その者の加入期間中の平均所得等の○割とする。ただし、これが保証額を下回る場合は、保証額とする。
- 保証額は、障害1級の場合は8.75万円、2級の場合は7万円、3級の場合は5.25万円とする。配偶者がいる場合は○万円を、子がいる場合は1人につき○万円を加算する。（いずれも、平成24年度価格であり、月額である。）
- 遺族年金額は、死亡した者の加入期間中の平均所得等の○割とする。ただし、これが保証額を下回る場合は、保証額（7万円）とする。子1人につき○万円を加算する。（いずれも、平成24年度価格であり、月額である。）

1級の年金額は2級の1.25倍  
3級の年金額は2級の4分の3

#### (4) 財源

- 財源は、保険料のほか、現行制度に投入されているものと同程度を、国庫が負担する。

#### 4. 老齢年金との関係

- 障害年金受給者が65歳に達した後も、障害年金を選択することができる。
- 遺族年金受給者が65歳に達した後は、遺族年金は終了し、自己の老齢年金を受給する。

\* 65歳以降も障害年金選択可能。

\* 65歳以降も遺族年金を受けられる。(遺族年金が老齢年金の役割も果たしている)

#### IV 新制度への移行

##### 1. 制度切替えの基本的な考え方

- 老齢年金(所得比例年金・最低保障年金)については、新制度への加入期間を基礎に算定し、現行制度への加入期間に対する給付(現行制度で納めた保険料に対する給付)は、現行制度に基づいて行う。したがって、制度切替時の現役世代は、将来、現行制度に基づく給付と新制度に基づく給付の合計額を受給する。
- 既裁定者(現行制度による受給者)に対する給付は、制度切替えによる影響を受けないものとする。
- 障害・遺族年金については、新制度発足以降に生じた障害・死亡については、新制度で給付を行う。

##### 2. 新制度発足とともに直ちに切り替わるもの

- 制度への加入ルール、保険料の納付ルールは直ちに切り替わり、現行制度の1号、2号、3号の被保険者区分はなくなる。
- 厚生年金の適用事業所か否か、あるいは労働時間や賃金によって労働者を厚生年金の適用対象とするか否か、といった区分を設けることなく、所得等に依じた一元化された保険料の徴収や記録管

理が開始される。(これを実施するための歳入庁も事前に発足していることが必要。)

- 現在の保険料負担からの円滑な移行がなされるよう、現在は1号である被用者本人及び事業主に係る制度発足から9年間に限る経過措置を設ける。
- 障害年金や遺族年金については、新制度発足以降に生じた障害・死亡の保険事故については新制度で給付を行う。(再掲)

### 3. 移行期の費用負担の考え方

- 既裁定者等に対する給付費は、現行制度に対する国庫負担及び年金積立金並びに新制度の年金保険料の一部をもって充てる。
- 制度切替時に、既裁定者等に対する給付費として必要な額がどれだけであるかを明らかにするとともに、毎年度、年金保険料収入のうちどれだけが過去期間給付(=現行制度の給付)に充てられたかを明らかにする。

## V 制度運営の基盤に関する事項

### 1. 保険料の徴収

- 所得比例年金(老齢)及び障害・遺族年金の保険料は、一体として徴収する。
- 年金保険料は、所得税と併せて徴収することを基本とする。
- これらの徴収機関は、歳入庁とする。

### 2. 国庫負担

- 最低保障年金は、全額国庫負担とし、消費税収をもって充てる。
  - 障害年金及び遺族年金給付費の一部(注)は、国庫負担とし、消費税収をもって充てる。
- (注) 現行制度における国庫負担を参考として検討

### 3. 執行機関

- 年金保険料の徴収機関は、歳入庁とする。
- 日本年金機構を改組し、記録管理及び給付を行う年金給付組織を設ける。
- 年金給付組織は、歳入庁と情報連携して、事務処理を行う。

### 4. 施行日

- 歳入庁の発足の△年後とする。